平成２５年（フ）第２９０号
兵庫県宝塚市泉町10番10―105号、前住所兵庫県宝塚市南ひばりガ丘３丁目11番12―303号
債務者　髙取功太郎
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第４１０号
奈良県桜井市粟殿597　ファミール桜井301号、住民票上の住所滋賀県湖南市岩根550番地27
債務者　福山　弘美（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１６２号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲470番地山下アパート206号室
債務者　久次米高子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１３８７号
埼玉県加須市礼羽500番地４　礼羽コーポ102
債務者　高月　孝一
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３８８号
埼玉県加須市礼羽500番地４　礼羽コーポ102
債務者　高月　美穂
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４１４号
さいたま市浦和区大東１丁目５番34号　ガーデンハウス大東102
債務者　本田　正幸（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３０号
埼玉県川口市坂下町３丁目10番９号
債務者　古本　直樹
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３８号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目18番５―502号、旧住所東京都板橋区板橋３丁目８番13号　グリーンハウス上原202
債務者　木内　弥生
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４６１号
さいたま市南区松本１丁目５番14号
債務者　澤田　秀美
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４７２号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目４番64号　アーバンホームズ303、住民票上の住所静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3014番地の４　稲取町営住宅３―２―６
債務者　永峯三智子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６５１号
埼玉県入間市東藤沢１丁目10番　３―312号
債務者　本木　雅美
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６５２号
埼玉県入間市東藤沢１丁目10番　３―312号
債務者　本木　徳子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１７３号
千葉県銚子市高田町３丁目861番地の14
債務者　石津　昭次
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第５４２号
神奈川県平塚市四之宮４丁目７番６号
債務者　渡邉　恭子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５８５号
神奈川県厚木市林３丁目５番43号
債務者　神田　初江
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５９８号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目１番７―303号
債務者　篠﨑　昭良
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１８８号
兵庫県伊丹市野間２丁目８番20号
債務者　田口　真一
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係